

加古川市妊婦健康診査事業に関する留意事項について

助成券・補助券の取扱い上の留意事項

①助成券・補助券使用時には、必ず住所・氏名(改姓含め)の変更の有無をご確認ください。

- ・受診時に加古川市外に転出されている場合は、使用できません。不正使用があった場合は、使用助成額を返還していただきます。
- ・加古川市内で住所変更・改姓がある場合は、本人に訂正していただいた上で使用することができます。

②助成券の複数枚の使用及び補助券のみの使用はできませんのでご注意ください。

- ・2,000 円の補助券につきましては、必ず 6,000 円もしくは 14,000 円の助成券と組み合わせて使用してください。

③助成券の健診項目のチェックは、必ず記入してください。

④受診時に助成券・補助券を持参されなかった場合は、健診費用は本人に自己負担していただき、市窓口(加古川市育児保健課)での償還払い手続きをご案内ください。

⑤市窓口での償還払い手続きの際、母子健康手帳に健診の記載がない場合は、各医療機関へ受診内容についての問い合わせをしております。

また、記載がある場合でも、領収書で妊婦健診の判断ができない場合は、内容の確認をしております。可能であれば領収書に明記していただくか、領収書の他に明細書を発行していただけると助かります。

⑥助成券等の使用については、「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準(平成 27 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 226 号)」を参考としておりますが、加古川市では、ノンストレステストは対象とし、妊婦健診と同日に行わない超音波検査は対象外としています。

(裏面に続きます)

市へ報告・請求の際の留意事項

①市への費用請求については、別紙請求書様式①にて請求してください。

※実施報告書及び請求書様式については、加古川市ホームページで「妊婦健康診査実施

報告書・妊婦健康診査費請求書」を検索のうえ、当該サイトよりダウンロードできます。

②助成券の請求金額欄には、助成券と補助券の利用合計を記入して下さい。

補助券は、使用した全ての券の受診報告書欄に受診日を記入し、6,000円または

14,000円の助成券を表にして請求金額の合計を記入し、1回の受診で使用した分を

まとめてホチキス止めをして提出してください。

③受診報告書及び実施報告書を添えて翌月に請求してください。

(月遅れの請求は原則、受け付けることができませんのでご了承ください。)

【問い合わせ先】

加古川市 育児保健課

加古川市加古川町北在家 2000 番地

TEL:079-427-9217

FAX:079-424-1317